

平成 28 年度（2016 年度）
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 事業計画

基本方針：

障害者権利条約批准による国内法の整備は、障害者を取り巻く環境を大いに向上させ、過去の歴史に照らし合わせても大きな変革の時期といえる。同条約が着実に障害者施策に実施されるよう、日身連は注視し取り組んでいかなければならない。同時に、同条約の根幹というべき障害者差別解消法が施行となるが、国や地方自治体および事業者等においては、対応要領並びに対応指針を基に、法律の円滑な運用を行うとするが、どのような場面においても、格差なく差別解消の取り組みがなされていくように、日身連と加盟団体は連携し積極的に関わっていく。

さらに、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しに対しては、社会保障審議会障害者部会が取りまとめた「報告書」に基づき、関係する法律等の改正等が行われるが、自らが望む地域生活が実現されるべく、個人のニーズに応じたきめ細やかな対応と環境整備がなされるよう、引き続き、意見や要望を行っていく。

また同時に、新たな社会福祉法人制度への対応にむけ、日身連会長のもと、経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化等について、適切な検討を行うための体制準備を整え、万全を期していく。

この基本方針を踏まえ、以下のとおり、平成 28 年度における事業を実施し、日身連並びに加盟団体の活動の強化充実を図る。

日身連の主な事業：

1. 『第 61 回日本身体障害者福祉大会きょうと大会』の開催

日身連ならびに京都府身体障害者団体連合会、京都市身体障害者団体連合会主催により全国から約 3 千人の会員参加者を迎え、京都府総合見本市会館（京都府京都市）等において、平成 28 年 5 月 11 日（水）、12 日（木）の 2 日間にわたり全国大会を開催する。大会初日（5 月 11 日）は、地域福祉の推進にむけた日身連の役割について、社会福祉法人制度改革と障害者差別解消法の実施をテーマに政策協議（講演およびシンポジウム）等を行う。翌日（12 日）は、議事（大会決議、大会宣言等）および功績のあった会員への日身連会長表彰等大会式典を行う。

2. 国および政党等に対する要請行動および審議会等への積極的参画

(1) 障害者権利条約を反映した障害者施策の着実な実施にむけ、内閣府障害者政策委員会や厚生労働省社会保障審議会障害者部会をはじめ、参画している中央省庁の委員会、検討会等において、当事者団体としての意見や提言を行うとともに、障害分野の動きを加盟団体へ提供し、情報の共有に努める。

- (2) 2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催にむけ、現在、中央省庁や関係機関で行われている競技会場を含めた公共施設や公共交通等のインフラ整備にむけた検討については、構造物等の整備だけでなく、障害の理解啓発を含め、ソフト面についても促進が図られるよう取り組む。
- (3) 国に対する『日身連要望事項』については、要望事項の実現をめざし、日身連障害者施策等に関する検討委員会を中心にブロックにおける要望事項の取りまとめ方の検討を行う。文書回答を得た要望事項については、従前通り、冊子を作成して各加盟団体へ報告する。また、要望事項のうち緊要な要望については、正副会長会や施策検討委員会と連携し、要請行動を含め、取り組む。
- (4) 緊急を要する事項については、迅速かつ適切に対応ができるように同施策検討委員会あるいは正副会長会において検討を行い、対応する。なお、継続して要望活動を行っている事項（心身障害者用低料第三種郵便物制度の要件問題）については、一日も早い解決をめざし、日本障害フォーラム（JDF）、全国障害者団体定期刊行物協会連合会と連携し、総務省、厚生労働省、郵便事業株式会社との協議交渉を行う。
- (5) 障害者差別解消法の円滑な運用と国民的な理解促進にむけた事業に加盟団体はじめ関係する障害者団体等と連携して取り組みとともに、障害者差別禁止条例が全国の自治体で成立されるよう加盟団体等の要望を踏まえ取り組んでいく。
- (6) そのほか、内閣府、厚生労働省および国土交通省等の委員会・研究会等のほか、政党ヒアリングにおいては、積極的に参加し意見提案に努める。併せて、障害者施策に係るさまざまな課題に対応できるよう、施策検討委員会をはじめ、JDFや他の障害関係団体と緊密な連携体制に努め取り組むとともに、障害分野の推進にかかる民間団体・企業等からのアンケート調査等にも積極的に協力する。

3. 災害時に関する対応

- (1) 災害弱者である障害者についての理解啓発に重きをおき、地域での災害時の障害者を含めた避難および支援体制等のあり方等を含め、防災・減災への意識啓発が図られるよう、引き続き、取り組んでいく。
- (2) さらに、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を生かし、災害時における日身連・加盟団体間での支援協定といったネットワークの仕組みの検討を行うほか、加盟団体の取り組みについては情報の共有と提供に努める。

4. 中央障害者社会参加推進センター事業の拡充

- (1) 障害者権利条約を踏まえ、障害者の人権保障や差別の禁止、合理的配慮に対する理解が国民的な合意となるよう、障害者差別解消法の理解促進のために周知啓発に努める。
- (2) 障害者の権利擁護として事業を目的とする障害者110番事業については、相談事業担当者のスキルアップにむけた研修のほか最新情報の提供や意見交換、交流の

場のための研修会を東京都内において開催する。

- (3) 障害者の社会参加の促進にむけた意見交換や交流を目的に、中央障害者団体および学識経験者等で構成される中央障害者社会参加推進協議会（14 団体）および中央障害者社会参加推進協議会部会（11 団体・者）合同委員会を東京都内において開催し、事業の拡充に努める。
- (4) そのほか、平成 27 年度に実施した地方障害者社会参加推進センター事業の実態調査結果を踏まえ、中央ならびに地方障害者社会参加推進センター事業のネットワークの強化とともに、事業の活性化を図る。

5. 障害者相談支援事業の充実

- (1) 障害者相談員のスキルアップや情報交換の場の提供は、個々の相談活動を支援する上で重要であり、6 ブロックで開催する障害者相談員研修会への助成と、中央省庁等からの講師派遣を行い事業の向上に努める。そのほか、加盟団体が開催する研修会への講師派遣についても依頼にもとづき協力する。
- (2) 身体障害者相談員全国連絡協議会会員にむけた会報（年 1 回）を発行し、相談活動の一層の向上にむけて障害関連の制度や日身連の活動の情報提供に努める。
- (3) 障害者相談員の活動や障害者相互の連携、支援活動に支障をきたしている「個人情報保護」（行政が収集管理）の開示にかかる問題については、平成 27 年度に実施した日身連加盟団体実態調査結果を踏まえ、課題解消にむけて正副会長会や同施策検討委員会において取り組む。

6. 障害者差別解消法の周知啓発の促進

先述のとおり、『第 61 回日本身体障害者福祉大会きょうと大会』をはじめ、障害者差別解消法が広く社会に周知されるよう、加盟団体および関係団体、行政機関等と連携し事業活動に取り組む。

7. 日身連の基盤強化

社会福祉法の改正を視野に、日身連の活動が万全に行えるよう取り組むとともに、財政等諸課題については 2 つの検討委員会（日身連財政の安定化に対する検討委員会および日身連障害者施策等に関する検討委員会）および正副会長会を中心に検討を行う。

(1) 社会福祉法等改正に伴う対応

平成 29 年 4 月に同法の改正予定であることを踏まえ、日身連の経営組織等に関する整備（経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化等）を具体的に検討するための検討会を置き、整備の準備に向けた検討を行う。

(2) 財政基盤の強化

日身連の最重要課題として、引き続き、理事会ならびに評議員会での意見や提案を踏まえながら、同財政検討委員会を中心に、安定的な収入源の確保とともに、

健全な運用ができるよう検討を行う。

(3) 政策機能の強化

障害者制度改革により障害関連の法制度の整備が進められてきているおり、国の審議会や委員会、政党等の委員会で適切に対応するためにも、同施策検討委員会を中心に議論を行い対応していく。バリアフリー関連については、加盟団体等との情報提供得・共有の充実が図れるよう努める。

8. 機関紙の充実

日身連から会員や関係者の方への情報発信である機関紙『日身連』を発行（毎月8千部）し、行政機関等障害福祉関連の情報を分かりやすく提供するとともに、加盟団体の活動や日身連役員等の人物紹介や会員の関心や興味のある記事を掲載し、購買意欲を高める紙面作りに心がけ会員の入会促進に努める。

9. その他の関連事業

(1) 日本障害フォーラム（JDF）関連事業

JDFの活動に連携協力し、障害者権利条約が着実に国内で実施されるよう提案や意見等の発信に努めるほか、障害者権利条約に基づく第1回政府報告を注視しつつ、パラレルレポートの作成に取り組む、構成団体の中軸として、JDFの発展のために努める。

(2) 全国社会福祉協議会障害関係団体連絡協議会関連事業

障害分野に関するさまざまな課題や検討事項等について、障害関係団体連絡協議会内でしっかり取り組めるよう、協議会の取りまとめ役として協議会の発展のために努める。